

令和7年度金山町猫の不妊・去勢手術費補助金について

猫の不妊・去勢手術に要する費用の一部を補助します。

補助対象となる猫

町内で飼養されている猫
町内に生息している飼主のいない猫
※他の補助を受けている場合対象外です。

補助対象者

町内に住所を有する個人
町内に事務所もしくは住所を有する団体
その他、町長が認める者

補助金額

補助に該当する猫の不妊手術または去勢手術に要する費用に対し、
メス猫1匹あたり 上限 **10,000 円(不妊手術)**
オス猫1匹あたり 上限 **5,000 円(去勢手術)**
※国、県その他団体から補助を受けている場合は対象外になります。
※予算額に達した場合は、年度途中で受付を終了することがあります。

補助対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
※期間中に実績報告を提出していただく必要があります。

補助金申請のながれ

申請者

町

-
- ① 交付申請書兼実施計画書(様式第1号)を提出してください。※飼い主のいない猫の場合は、申請者の家族以外の近隣の住民の方や知人等からの署名が必要です。
 - ② 提出書類を審査し交付・不交付の通知を行います。
 - ③ 動物病院で該当する猫に不妊・去勢手術を行ってください。※飼主のいない猫については、不妊手術・去勢手術を行ったことがわかる片耳にV字カットの措置が必要です。
 - ④ 実績報告書(様式第4号)、動物病院での手術に要した費用の領収書の写しを提出してください。複数の猫に手術した場合は、様式第4号の別紙も提出してください。
 - ⑤ 町は、実績報告の内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対し交付額確定通知書を送付します。
 - ⑥ 補助金交付申請書(様式第7号)を提出してください。
 - ⑦ 補助金交付

※申請に必要な用紙は、環境整備課窓口にて用意しています。

【お問い合わせ先】

金山町役場 環境整備課 環境下水道係 〒999-5402 金山町大字金山324-1

TEL:0233-29-5631(直通) メール:kankyogesui@town.kaneyama.yamagata.jp